姜善奉著『小鹿島 賤国への旅』のこと　　川口祥子

この２月に標記の本を翻訳して解放出版社から上梓しました。小鹿島の詩人・姜善奉(カンソンボン)さんの著書の日本語版としては二冊目になります。(『むくげ通信』317 号、2023.3.)

◆タイトルにある〈賤国〉という用語について

韓国の有名な作家である李清俊(1939～2008)が、1974 年に発表した小説『당신들의 천국』を、姜信子が原タイトルを直訳したタイトル『あなたたちの天国』として訳出し、2010 年にみすず書房から出版している。その解説には「舞台はハンセン病隔離の島。〈支配と服従〉の関係にとらわれてしまう人間の普遍的な物語として、韓国で百刷を超えて読み継がれてきた、実話に基づく傑作長編小説」とある。1961 年に、小鹿島病院に赴任してきた趙昌源院長が、元患者や子孫が自立するために必要な沃野を手に入れようと、五馬島干拓事業という巨大プロジェクトを敢行する物語である。韓国の友人に「小鹿島に行ってきた」と話すと、決まって「あの李清俊の小説の島ね」と答えが返ってくるほど有名な本である。

しかしその小説のことを、姜善奉さんは「いい本とは思えない。〈あなたたち〉とはいったい誰を指すのか、まったく理解できない」と強い不満を抱き、自らが二十歳過ぎまで暮らした小鹿島を、「天国(천국)」と発音は同じでも、全く反対の意味をもつ「賤国(천국)」として、その実状を広く知ってもらうために、思い出すのも嫌なほど辛い経験を詳細に記して 2006 年に出版したのが本書である。「賤国」とは日本語・韓国語どちらの辞書にもない語ではあるが、題名を変えられない所以である。

◆著者・姜善奉さんのこと

姜善奉さんの父親は慶尚南道の田舎で生まれたが、ハンセン病にかかったせいで家の中に隠れ住んでいた。そんなところに日本人の巡査が押しかけてきて、療養所のある小鹿島へ強制的に連れて行かれた。しかし、そこでの労働があまりに辛くて、ついには命がけの脱出を敢行して成功したが、故郷に戻るわけにもいかず、ハンセン病の人たちが集まり、物乞いで命を繋ぐ村に入った。他方の母親は、慶尚南道・咸陽の生まれで、嫁いで娘を産んだのちにハンセン病に罹り、娘を残して実家に戻された。しかし、そこにも居ることはできず、弟によってハンセン病者たちが集まり住む村に連れて行かれた。そしてその慶尚南道・晋州の近くで二人は出会って結ばれ、1939 年に生まれてきたのが善奉さんなのである。まだ幼い頃に父は病死したので、亡父については、背負われて物乞いの旅をしたことくらいしか覚えていない。後に残された母は生き延びるためにと、息子を連れて再婚する。その頃には国が植民地から解放されたが(1945. 8. 15)、病が重くなった母は米軍のトラックに乗せられ釜山へ、さらに船で小鹿島に送られ、息子は母の手をしっかり握ってついて行った。

ところが、小鹿島では母と引き離されて、保育園(「未感染児童」の施設)での飢えといじめが重なり合った辛い日々を凌ぎ、やがて小学校上級になると自らも発病して、一年余りに亘って耐えがたい痛みに翻弄される。それでも、母の深い愛情と本人の懸命の努力で勉学に励んだ結果、中学を卒業すると医学講習所に合格して、晴れて医療従事者としての仕事を得ることができるようになった。その間には教会の活動を通じて愛し合うようになった女性と結婚にまで至るが、五馬島干拓工事が始まったころ、様々な心の迷いが起こり、ひとりで島を脱走することになる。その後、各地の定着村(ハンセン病回復者の自立村)を転々とするが、やがて妻と再会を果たすまでのことが綿密に描かれている。

◆姜善奉さん、そしてハンセン病問題との出会い

2017 年 1 月、青丘文庫研究会で顔見知りの三宅美千子さんから、姜善奉詩集の一篇〈愁嘆場〉の翻訳を依頼された。ハンセン病問題に深い関心を持つ三宅さんは、この詩を講演で使うとのことであった。しかし、詩一篇だけでは十分な理解ができないので、詩集全体と『小鹿島 賤国への旅』もお借りして読んでみると、小鹿島についてもっと知りたくなり、同年 3 月には小鹿島を訪ね、姜詩人にお会いした。そして姜善奉さんのことを日本に紹介したいと思い始めた。しかし、詩の翻訳は自分の手に余ると思ったので、詩人の上野都さんに監修者としてご協力いただくことにした。その結果、2018 年 11 月に『姜善奉詩集 小鹿島の松籟』を解放出版社から刊行することができた。

振り返ってみると、一篇の詩に出会い、小鹿島の詩

人を知り、その詩集を翻訳したいと考えるようになるまで、たった半年ほどのできごとであった。そしてその間に、ハンセン病問題は日本の人権問題なのだということに気づいた。

それまでの私は、瀬戸内海の長島に愛生園という療養所があることくらいはぼんやりと知っていた。1996年に癩予防法が廃止になったこと、その法律が人権侵害であるとして国賠訴訟で原告が勝訴したこと、国は控訴せず補償が行われたこと、その補償法が韓国・台湾の人たちによる裁判闘争で改正されたこと等を新聞紙上で、もっぱらよそ事として知っていただけであった。

1953年には、世界の趨勢は既に隔離の必要を認めなくなっていた。それなのに、日本では「らい予防法」(新法)を制定し、強制隔離政策を頑なに継続し、それがなんと1996年まで存在した。そしてそれは、私自身が安穏と暮らしていた時代と重なっている。

2016年2月からはハンセン病家族国家賠償請求訴訟が始まった。家族が裁判を起こしたのはなぜなのか、患者個人のみならず家族までも苦しめたのは一体誰なのか……。私を含む無知・無関心な国民が加害者であったことに、遅ればせながら気付いた。

◆戦後補償としてのハンセン病家族補償法

『小鹿島 賤国への旅』の翻訳の直接のきっかけは、2019年11月に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(ハンセン病家族補償法)」が成立したことである。ハンセン病家族訴訟が19年6月に勝訴したことを受けて制定された法律であり、2006年ハンセン病補償法の改正をふまえて、〈1945年8月15日までの台湾・朝鮮等〉も対象とされる。

「1939年生まれの姜さんも対象者だ!」と気づいた私は、請求するようにご本人に連絡を差し上げた。しかし、「昔の辛い記憶は忘れたいので請求しないでおきます」とのことだった。再度、これは560余の日本の家族原告が裁判で勝ち取った成果であり、その内容は朝鮮・台湾等に対する戦後補償でもあることを力説したところ、「それでは請求します」との返事をいただいてほっとした。

ただし、問題が残っていた。申請者は元患者家族であることを証明する証拠書類を整えねばならない。日本の敗戦時、小鹿島の日本人職員たちは関係書類などを焼却処分して逃げるように帰国したので、その後の混乱とも重なって、2006年ハンセン病補償法の請求に際しては書類を揃えて提出することに困難を極めたと聞いていた。

請求が認められなかったらどうしようかなどと気を揉んだあげくに、この本は本人の著作物であっても、家族補償法成立以前の2006年に書かれた自分史だから、証拠にもなり得るのではないかと考え、ともかく家族に関する部分から翻訳を始めた。

その一方で、以前から深い相互信頼の関係を創りあげていた日韓双方の弁護団の手によって、コロナ禍のために往来はできない状況にあっても、申請準備は着実に進められていた。そして2021年4月26日にはついに、韓国の弁護団がオンラインで記者会見を開き、韓国からは62人が補償申請を行ったと報告した。日本の弁護団と被害者家族も参加し、姜さんも小鹿島病院から韓国の被害者家族として発言した。さらに一年後の4月にもオンラインの記者会見で、韓国と台湾からの申請者のうち数人が承認されたこと、両国からの申請が継続していることが伝えられた。姜さんは承認されたうちの一人であり、当日はソウルの会場からの参加だった。その日のKBSニュースでは、姜さんがこの本を手にしながら、小鹿島での経験と家族の思いを語る姿も見ることができた。

日本の弁護団からは、拙訳の一部を厚労省に提出したとの連絡があった。しかし、決め手となったのは韓国弁護団が探し出した〈日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会〉の資料であった。2006年9月29日には姜さんの亡父の〈小鹿島での被害〉が既に認定されていたのである。廬武鉉政権下に成立した法律が、このような形で効力を発したことを知るにつけ、韓国の民主化の力を改めて痛感した。

上述のように拙訳は直接の役には立たなかったものの、原著は著者の優れた記憶力と表現力が相まった素晴らしいものである。家族訴訟に深くかかわってこられた福岡安則先生の勧めもあって、このように本として出すことができた。ぜひとも多くの方に読んでいただきたいと願っている。

以前にむくげの会のフィールドワークで小鹿島を訪問したという縁もあって、このように拙訳の紹介をさせていただけて心から感謝しています。お求めいただける場合は私宛にメールをいただければ幸いです。

sachizam@hotmail.com (2023.3.15)

〈参照〉・kawaguchi.pdf (ksyc.jp)『むくげ通信』294号、2019年5月26日発行(むくげの会麗水フィールドワーク　麗順事件・愛養院・小鹿島訪問の記事)

・小鹿島 賤国への旅 - 株式会社解放出版社(kaihou-s.com) (定価2500円＋税)